

2024年8月22日

各 位

会社名	野村アセットマネジメント株式会社 (管理会社コード 13064)
代表者名	CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先	サポートダイヤル 長坂 智 TEL 0120-753104

「NEXT FUNDS ロシア株式指数連動型上場投信」の信託終了日の設定および 重大な約款変更の予定並びに監理銘柄(確認中)への指定のお知らせ

当社で運用を行なっている「NEXT FUNDS ロシア株式指数連動型上場投信」(以下、「当ETF」といいます)(銘柄コード:1324)は、2022年2月24日以降、設定および解約の申込について受付を停止しており、同年3月17日以降、東京証券取引所における売買も停止となっています。

また、当ETFが組み入れているロシア株式等の評価価格につきましては、ファンド監査人と協議の上、換金できる見込みが立っていないことから、評価価格をゼロとすることが妥当と判断し、同年4月25日以降の評価価格をゼロとしておりました。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を受けた日本を含む各国によるロシアに対する制裁措置およびロシアによる対抗措置が継続しており、ロシア株式の取引を行なうことが困難である状況が長期化している結果、当ETFの上場に関連する費用や有価証券の保管費用等の負担により、当ETFが保有する資金の減少が継続的に見込まれ、資金の枯渇が懸念される状況となっております。

当社では当ETFの今後の方針について検討を重ねてまいりましたが、今後もロシア株式の取引を行なうことが困難である状況が継続する場合は、上場に関連する費用や有価証券の保管費用等の節減を図り、当ETFが保有する資金が枯渇する前に上場を廃止することで信託財産を保全し、ロシア株式の取引環境が改善した後に受益者のみなさまに対してご返金することが、受益者の利益に資するとの結論に至りました。

当社は、上場廃止に向けて、将来的な当ETFの償還を前提として、ロシア資産に関する取引環境の見通しが見えない中で信託終了日を2050年7月8日に定める約款変更(以下「本約款変更」といいます。)および付随する約款変更の決定を、2024年11月19日を目途として行なう方針を決定しました。

上記の当社の方針決定を受け、当 ETF の受益証券は、本日、東京証券取引所において監理銘柄（確認中）に指定される予定です。

今後、ロシア株式市場の取引環境を注視して参りますが、当 ETF が保有する資金の状況等を考慮しまして、2024 年 11 月 19 日に本約款変更の決定を行なった場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、同日から整理銘柄に指定された後、2024 年 12 月 20 日をもって上場廃止となる見込みです。

また、後述の通り、上場廃止後の当 ETF の株式等振替制度における取扱いに関しましては、現在株式会社証券保管振替機構と当 ETF の受益権の取扱いが継続される方向で協議中でございます。

なお、資金の枯渇が懸念される状態については、「真にやむを得ない事情」が生じている場合であり、当 ETF は本約款変更および付随する約款変更に関しましては書面決議による重大な約款変更手続きを行なうことが困難な場合に該当するものとして、受益者決議を行ないません。

ただし、本約款変更の決定が予定されている 2024 年 11 月 19 日までに、ロシア資産の換金およびロシアルーブルの日本円への回金が安定的に行なえるようになる等、ロシア資産に関する取引環境が変化した場合には、上記の対応の限りではありません。

今後、当 ETF が保有する有価証券の保管費用等が想定外に増加した場合には、信託財産保全の観点から、予定されている上場廃止日等の日程が前倒しとなる可能性がございます。有価証券の保管費用は、ロシア株式市場の相場やロシアルーブルの為替レートの影響を受けます。そのため、ロシア株式市場の値上がりやロシアルーブルの対日本円での為替レートの上昇により、有価証券の保管費用は想定外に増加することがあります。

当 ETF が保有する資金で、将来見込まれる有価証券の保管費用が支払えない（基準価額がマイナスとなる）状況の発生が見込まれる等、状況に変化が見られた場合は速やかに適時開示をさせていただきます。

記

1. 対象ファンド（括弧内は銘柄コード）

「NEXT FUNDS ロシア株式指数連動型上場投信」（1324）

2. 日程

○信託終了日の設定および付随する約款変更に関する日程（予定）

- ・約款変更の決定 : 2024年11月19日（火）※
- ・約款変更適用日 : 2024年12月20日（金）※
- ・信託終了日 : 2050年7月8日（金）※
- ・償還金支払開始日 : 2050年7月8日（金）以降※

※信託終了日の設定および付随する約款変更を実施することとなった場合の日程です。信託終了日および償還金支払開始日については、当該信託期間の終了日前に信託を終了させることができる場合は、当該日付を前倒しできるものとします。

○東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

- ・「監理銘柄（確認中）」への指定 : 2024年8月22日（木）
- ・「整理銘柄」への指定 : 2024年11月19日（火）※
- ・上場廃止日 : 2024年12月20日（金）※

※信託終了日の設定および付随する約款変更を予定通り実施することとなった場合の日程です。

ただし、本約款変更の決定が予定されている2024年11月19日までに、ロシア資産の換金およびロシアルーブルの日本円への回金が安定的に行なえるようになる等、ロシア資産に関する取引環境が変化したことにより、本約款変更を行なわないこととした場合には、監理銘柄（確認中）指定の解除が行なわれる見込みです。

今後、当ETFが保有する有価証券の保管費用等が想定外に増加した場合には、信託財産保全の観点から、予定されている上場廃止日等の日程が前倒しとなる可能性がございます。

なお、現時点でロシア株式の取引を行なうことが困難である状況が継続しているため、当ETFの売買は引き続き停止される見込みです。

3. 信託終了日の設定および付随する約款変更の概要および理由

○概要

- ① 信託期限を無期限から2050年7月8日までに変更し、同日を信託終了日といたします。
- ② 繰上償還を実施することとなった場合の償還金支払いに関する規定に所要の変更を行ないません。

○理由

- ① 当 ETF は 2008 年 7 月 25 日に設定されましたが、2022 年 2 月 24 日以降、設定および解約の申込について受付を停止、同年 3 月 17 日以降、東京証券取引所における売買も停止となっております。当 ETF は上場に関連する費用の負担等により、当 ETF が保有する資金の減少が継続的に見込まれ、当 ETF を継続して上場させることは困難であるとの結論に至ったため、今後もこのような状況が続く場合は、信託終了日を 2050 年 7 月 8 日に定める約款変更を行ない、上場廃止となることが受益者の利益に資すると判断しました。
- ② 繰上償還を実施することとなった場合、円滑に行なえるようにするため、約款の所要の変更を行ないます。

4. 当 ETF の財務状況について

第 16 期末（2024 年 7 月 8 日現在）における貸借対照表は以下のとおりです。資産合計が 5,142,523 円となっており、当 ETF が保有する資金の枯渇が懸念される状況となっております。

（単位：円）（Unit：JPY）

	第 15 期 (2023 年 7 月 8 日現在) 15th Fiscal Year As of July 8, 2023	第 16 期 (2024 年 7 月 8 日現在) 16th Fiscal Year As of July 8, 2024
	金額 Amount	金額 Amount
資産の部 Assets		
流動資産 Current assets		
預金 Deposits	1,941,742	3,274,398
コール・ローン Call loans	456,863	1,868,121
株式 Stocks	8,214,988	-
未収利息 Accrued interest	-	4
流動資産合計 Total current assets	10,613,593	5,142,523
資産合計 Total assets	10,613,593	5,142,523
負債の部 Liabilities		
流動負債 Current liabilities		

未払受託者報酬 Trustee fees payable	3,230	1,641
未払委託者報酬 Investment trust management fees payable	586	263
その他未払費用 Other accrued expenses	577	333
流動負債合計 Total current liabilities	4,393	2,237
負債合計 Total liabilities	4,393	2,237
純資産の部 Net assets		
元本等 Principal and other		
元本 Principal	1,992,616,500	1,992,616,500
剰余金 Surplus		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) Surplus (deficit) at end of period	△1,982,007,300	△1,987,476,214
(分配準備積立金) (Reserve for distribution)	22,741,806	18,198,728
元本等合計 Total principal and other	10,609,200	5,140,286
純資産合計 Total net assets	10,609,200	5,140,286
負債純資産合計 Total liabilities and net assets	10,613,593	5,142,523

5. 上場廃止後の当 ETF の取扱い

上述の日程で信託終了日の設定および付随する約款変更を実施することとなった場合、当 ETF は 2024 年 12 月 20 日に上場廃止となります。なお、上場廃止後の当 ETF の株式等振替制度における取扱いに関しましては、現在株式会社証券保管振替機構と当 ETF の受益権の取扱いが継続される方向で協議中でございます。

繰上償還は、上場廃止後、ロシア資産の売却およびロシアルーブルの日本円への回金が正常に行なわれる状況となり、当 ETF が保有する有価証券等が現金化された後に実施する予定としております。現金化の時期、金額等については現時点では定かではないものの、信託終了日における受益者のみなさまに対しては、信託終了日の保有口数に応じた償還金のお支払いを予定しております。

上場廃止以降、繰上償還までの期間に、転居や相続が発生した際は、償還金の支払いが適切に行なわれるよう、お取り扱い金融機関に対して転居や相続のお手続きは忘れずにご対応ください。

なお、信託終了日（2050年7月8日）は、ロシア市場の状況を考慮して決定しておりますが、当該信託期間の終了日前に信託を終了させることができる場合は、当該日付を前倒しできるものとします。また、信託期間の終了日として定める2050年7月8日においてもなお、ロシア資産の売却およびロシアルーブルの日本円への回金が正常に行なわれない場合は、信託期間の終了日を更新する約款変更が行なわれる場合があります。

6. 約款の新旧対照表（案）

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託期間) 第4条 この信託の期間は、<u>信託契約締結日から2050年7月8日までとします。ただし、当該信託期間の終了日前にこの信託契約を解約し、信託を終了させることができる場合は、当該日付を前倒しできるものとします。</u></p> <p>(信託の計算期間) 第8条 この信託の計算期間は、毎年7月9日から翌年7月8日までとします。ただし、第1計算期間は、<u>信託契約締結日から平成21年7月8日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。</u></p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第42条 <略> ②～⑤ <略> ⑥ <u>償還は、信託終了日現在において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（以下「償還時受益者」といいます。）に対して、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。</u> ⑦ <u>償還時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたりの元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</u> ⑧～⑩ <略></p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第43条 <略> ② 受託者は、一部解約金については、前条第9項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ③ <略></p>	<p>(信託期間) 第4条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。ただし、第11条、第55条第1項、第56条第1項、第58条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</u></p> <p>(信託の計算期間) 第8条 この信託の計算期間は、毎年7月9日から翌年7月8日までとします。ただし、第1計算期間は、<u>信託契約締結日から平成21年7月8日までとし、最終計算期間の終了日は第4条ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。</u></p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第42条 <同左> ②～⑤ <同左> <新設> <新設></p> <p>⑥～⑧ <同左></p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第43条 <同左> ② 受託者は、一部解約金については、前条第7項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ③ <同左></p>

以上